

# 下水道主要機器品質認定機器リスト

令和7年4月1日

東京都下水道局

# 目次

---

第1章 総則	1
第2章 品質認定品目リスト	2
第3章 品質認定者名簿	4

# 第1章 総則

## 1-1 適用範囲

下水道主要機器品質認定機器リストは、東京都下水道局が発注する下水道用機械・電気設備工事により設置する下水道主要機器について、品質確保を図るため、品質認定を行う品目（品質認定品目）を定めたものであり、下水道主要機器品質認定に適用する。

## 第2章 品質認定品目リスト

### 2-1 機械設備部門品質認定品目

機械設備部門の品質認定品目及びその適用範囲は、次表のとおりである。

機器番号	品質認定品目	適用範囲
M-1	主ポンプ（φ1,500超）	下水（汚水及び雨水）の揚水用主ポンプ
M-2	主ポンプ（φ700超φ1,500以下）	
M-3	主ポンプ（φ350以上φ700以下）	
M-4	送泥ポンプ（φ200以上）	汚泥（第一沈殿池生汚泥、余剰汚泥、混合汚泥等）を他の水再生センター等へ送る送泥用ポンプ
M-5	送風機（多段形及び単段形）	活性汚泥法における反応タンク（エアレーションタンク）のばっ気用送風機
M-6	汚泥濃縮機（40m <sup>3</sup> /h以上）	汚泥を連続的に機械濃縮する固液分離用濃縮機
M-7	遠心脱水機（15m <sup>3</sup> /h以上）	重力濃縮又は機械濃縮された汚泥を固形物化する固液分離用遠心脱水機
M-8	流動焼却炉（70t/日以上）	脱水した汚泥を無機化及び減量化する焼却用流動焼却炉
M-9	ディーゼル機関（主ポンプ及び発電機用367kW以上7,355kW未満）	下水（汚水及び雨水）の揚水用主ポンプ及び発電機の駆動用ディーゼル機関

## 2-2 電気設備部門品質認定品目

電気設備部門の品質認定品目及びその適用範囲は、次表のとおりである。

機器番号	品質認定品目	適用範囲
E-1	特別高圧受配電設備	特別高圧遮断器等によって構築され、特別高圧で受電・配電する設備（ガス絶縁開閉装置を含む）
E-2	特別高圧変圧器	JEC2200 に基づく特別高圧の各種変圧器
E-3	高圧配電盤	JIS C 62271-200 に基づく高圧受電盤、配電用・負荷用高圧配電盤、JEM1225 に基づく高圧コンビネーションスタータ及び JEC2410・JEC2453 等に基づく高圧 VVVF 装置
E-4	低圧配電盤	JEM1265 に基づく大容量の低圧動力盤、JEM1195 に基づく機器の運転・停止、回路の入・切等を行う片面・両面形のコントロールセンタ及び低圧 VVVF 装置
E-5	低圧動力制御盤	JEM1265 又は JEM1460 の低圧配電盤で、MCCB・補助継電器・タイマ・シーケンス制御装置等による動力回路、単独・連動・自動制御回路等を収納、配電盤表面に指示計・集合表示灯・操作スイッチ等を設置し、下水道プラント設備の制御と電力供給を行う低圧の配電盤
E-6	制御盤	単独・連動回路、自動制御回路等を構築する盤、コンピュータ・プロセスコントローラ等との信号の受渡しを行うインターフェース盤、接点増幅等を行う盤で、補助継電器・タイマ・シーケンス制御装置等で構成される制御盤
E-7	集合操作盤	保護継電器・操作スイッチ・モニタ・パネルによる模擬母線・シンボルで構成、現場又はローカル拠点となる監視室、電気室等に設置し、下水道プラント設備を運転する操作盤
E-8	直流電源装置・無停電電源装置	動力用・制御用に使用する直流電源を供給する電源装置及びコンピュータ・計装設備等に安定した交流電源を供給する電源装置 ただし、小容量の汎用 UPS は除く。
E-9	監視制御設備	コンピュータを主体として下水道プラント設備の監視制御を行うシステムで、監視制御装置又は小規模監視制御装置、情報管理装置、データ伝送装置、プロセスコントローラ盤等で構成する設備
E-10	高圧電動機	下水道プラント設備のポンプ、送風機等を駆動する高圧電動機
E-11	発電機（2,500kVA 超）	下水道プラント設備の電源として用いる非常用・常用発電機
E-12	ガスタービン原動機（発電用 6,000kW 未満）	下水道プラント設備の電源として用いる非常用・常用発電機のガスタービン原動機

### 第3章 品質認定者名簿

※品質認定者の決定は今年度中に行い、品質認定機器リストを更新する予定です。

#### 3-1 機械設備部門品質認定者

機器番号	品質認定品目	品質認定者
M-1	主ポンプ（φ1,500超）	
	立軸斜流ポンプ限定	
M-2	主ポンプ（φ700超φ1,500以下）	
	立軸斜流ポンプ限定	
M-3	主ポンプ（φ350以上φ700以下）	
M-4	送泥ポンプ（φ200以上）	
M-5	送風機（多段形）	
	铸铁製限定	
	送風機（単段形）磁気浮上式	
M-6	汚泥濃縮機（遠心濃縮機 40m <sup>3</sup> /h以上）	
	汚泥濃縮機（ろ過式濃縮機 40m <sup>3</sup> /h以上） ベルト型ろ過濃縮機限定	

機器番号	品質認定品目	品質認定者
M-7	遠心脱水機 (15m <sup>3</sup> /h 以上)	
M-8	流動焼却炉 (70t/日以上)	
M-9	ディーゼル機関 (主ポンプ及び発電機用 367kW 以上 7,355kW 未満)	

### 3-2 電気設備部門品質認定者

機器番号	品質認定品目	品質認定者
E-1	特別高圧受配電設備	
E-2	特別高圧変圧器	
E-3	高圧配電盤	
	高圧 VVVF 装置を除く	
	高圧 VVVF 装置限定	
E-4	低圧配電盤	
	低圧 VVVF 装置を除く	
	低圧 VVVF 装置限定	



機器番号	品質認定品目	品質認定者
E-5	低圧動力制御盤	
E-6	制御盤	
E-7	集合操作盤	
E-8	直流電源装置・無停電電源装置	

機器番号	品質認定品目	品質認定者
E-9	監視制御設備	
E-10	<div data-bbox="344 607 812 656" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           高圧電動機            かが形限定         </div>	
E-11	発電機 (2,500kVA 超)	
E-12	ガスタービン原動機(発電用 6,000kW 未満)	